

平成28年第6回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成28年6月30日(木)午後2時

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席委員(18名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
15番	大戸文治	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	19番	砂塚功	委員

欠席委員(1名)

18番 北野唯道 委員

出席農地利用最適化推進委員(19名)

茂木一男	委員	鈴木良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
斉藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 森 正 樹 主幹兼次長兼係長 橋 本 浩 一
主 査 高 橋 早 苗 主 事 高 畑 祥 史

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成28年第6回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が6件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が7件、合わせて14件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中、改選後3回目、第6回の総会ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さすが梅雨に入りまして、時々雨は降っていて、少しは役に立ったのかなと思っておりますと、大きいダム、ため池等については全然足りないということで、私ども阿武隈上流で水を取っておりますので、田町大堰なんかを見ますと随分水ふえてきたなんて雨降った後思うんですけども、まだまだ役に立たないようであります。今後がまた心配される状況であります。稲の生育状況なんか見ますと多分けつで、このまま順調に天候が推移してくれば豊作になるのか今の時点では推測しております。

そんな中、世界ではイギリスのEU離脱、今朝ほどのニュースなんかを見ているとトルコでしたか、国際空港でテロがあり、41名が死亡したなどと言う痛ましいニュースも流れております。そして、アメリカでは大統領選、候補選の真っ最中のございまして、TPPに関して私も大変興味を持っているものですから、新聞等を見ますと、共和党のトランプ氏はTPPからの脱退を明言しているというようなニュースが、報道に載っております。民主党のクリントン氏に至っては、再交渉の可能性に言及しているというような状況であります。トランプ氏は二国間協議を結ぶ考えを持っているというふうに伝えられております。それから、米国でのTPP承認に向けた議会ということになりますと、大統領選後の11月が有力というふうに見られております。民主党、共和党ともにTPPに対する反対姿勢を強めていることで、これが長期化する可能性があるというふうに報じておりました。

また、国内で、日本政府におきましては、再交渉に応じないためにそういう姿勢を示す狙いがあるという説明でございましたが、そのために国会承認を急ぐというような考え方で進

んでいるらしいです。それから、米国が国民を巻き込んだTPPの是非について議論をしている中、先行き不透明感がどんどん増している中で、日本だけが承認ありきということではないのかというふうに私も考えますし、新聞報道などでもそのような報道、考えが示されております。現在参議院選挙行われておりまして、私も昨日JAしらかわ、夢みなみ白河で行われたある候補の決起大会に参加してまいりましたが、与野党ともに十分国民レベルで議論を深めていただきたいというふうに考えております。

そのような中、農業団体から、JAグループからは熊本県のJAかみましきの組合長、藤木さんという人が自民党の候補として、それから、私も土地改良区のほうやっておりますが、全土連からは進藤金日子氏という方が出ております。それから、民進党からは鳥取県の畜産農協の組合長が出ております。それぞれの候補、生産資材の価格、準組合員の規制導入の是非、こういうものをJAグループの擁護のために、それから民主党時代、土地改良予算が大幅に削減になっております。その対策を党内で図っていただくために、進藤金日子氏を出したというような状況。それから、民進党の畜産農協の組合長、鎌谷氏、この方についてはTPP反対ということで、それぞれの候補を擁立したというようなことでございます。

いずれにしても、この方たちに当選していただいた暁には、それぞれ農業者を、農業団体を代表した立場でこの公約を党内に広めるために活躍をしていただければというふうに考えております。委員の皆さんたちにも、混沌とした中ではありますが、ぜひ参議院選挙の投票に行って、自分の意思表示をしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

余計なお話をしましたが、本日第6回の総会におきましては、14件の案件をご審議いただくわけでございますので、皆様に慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、7番、有賀良雄委員、8番、鈴木滋夫委員の両名をご指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

18番、北野唯道委員、1人でございます。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成28年6月30日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（高橋主査） それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその6朗読】

以上、その1からその6までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 この件につきましては、6月22日に譲受人、譲渡人がちょっと時間都合つかないということで、双方の代理人である行政書士と緑川委員さんと私と3名で、現地で申請内容について確認してまいりました。その結果、申請内容に相違ないことを確認しております。

また、畑の管理につきましては、雑草等をきちっと刈るということで、この点についても確認をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る6月18日、滝田文雄委員さんと譲渡人、譲受人と現地調査を行

いました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。今回の申請による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当、邊見です。

今回の申請について、去る6月17日金曜日午後12時50分から、農業委員の高橋義勝さん、譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地調査と申請内容について確認をいたしました。双方とも申請内容について間違いないとのことでしたので、今回の申請による周辺農地への影響については、特段問題がないと思ひます。皆様のご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4と5について一括説明をお願ひいたします。

地区担当委員さん、よろしいですか。

山内委員 東釜子東地区担当の山内と申します。その4、その5の申請について。去る6月21日、申請者と内容について確認をいたしました。間違のないというところで、皆様のご審議よろしくお願ひ申します。

会 長 それでは、その4について、皆様にお諮りを申します。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 続ひまして、その5についてもほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。異議がないようです、その4、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和と申します。

今回の申請について、去る6月23日、我妻貢委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人とも、今回申請内容について確認をいたしました。双方とも申請内容については相違ないとのことでした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、議案書5ページをごらんください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成28年6月30日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、6ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る6月21日、滝田文雄委員さんと申請人のお立ち会いをいただき、現地調査を行いました。今回の転用による周辺の農地への影響については、特に問題はないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（橋本主幹兼次長兼係長） 11ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成28年6月30日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、12ページをごらんください。

【その1朗読】

非線引き都市計画法用途地域の第1種住居地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用の目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 北部地区担当、茂木です。

今回の申請について、去る6月23日、譲渡人、譲受人の両人は電話で申請内容について確認しました。現地調査は6月26日日曜午前10時、双方の代理人の行政書士さん立ち会いのもと、砂塚委員さんと確認しました。申請地の北側に市道が通り、水田が2枚ありますが、その他は全て住宅地となっています。許可相当と判断しましたが、皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかに御意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（橋本主幹兼次長兼係長） 17ページをごらんください。

【その2朗読】

非線引き都市計画法用途地域内の第1種住居地域に指定されていることから、立地基準につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われるので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請内容につきましては、6月29日に、農業委員の早津和一さんと2人、現地のほうで確認させていただいています。現地のほうに譲渡人長男、あと代理人の行政書士、それから譲受人に現地のほうにおいでいただきまして、この内容について確認をいたしました。今回は事業拡大による申請ということで、譲渡人の農地の確認ということでございまして、この計画にあります内容につきまして、間違いがないということを確認いたしております。それから、排水路関係も確認いたしましたが、問題ありませんでした。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかに御意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (橋本主幹兼次長兼係長) それでは、22ページをごらんください。

【その3朗読】

非線引き都市計画法用途地域内の第1種中高層住居専用地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われるので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当、邊見です。

今回の申請について、去る6月21日、農業委員、高橋義勝氏、譲渡人と現地調査を申請内容について確認をし、譲受人は当日都合が悪かったということで、翌日6月22日立ち会いのもと、現地調査と申請内容について確認をいたしました。双方とも申請内容について間違いがないということでした。今回の農地転用による周辺農地への影響については、特段問題がないと思います。皆様のご審議、どうぞよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 27ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われしますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 関辺地区担当の推進委員の矢内です。

この件につきまして、6月22日に、譲渡人、譲受人両方とも都合がつかないということで、双方の代理人である行政書士を交え、緑川喜文さんと3名で申請内容の確認を行いました。その結果、申請内容に相違ないことを確認しております。また、周辺農地に対して何ら影響もないと思いますので、皆さんのご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 32ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われしますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る6月21日、滝田委員さんと譲渡人、譲受人の4名で申請内容について確認しました。双方の申請内容について間違いのないことでした。今回の転用によ

る周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 37ページをござらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る6月24日、今井直敏委員さんと譲渡人、譲受人に現地でお会いし、申請内容について間違いないことを確認しました。今回の転用による周辺農地の影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その6について原案のとおり決定します。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 42ページをござらんください。

【その7朗読】

立地基準、農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

今回の申請については、去る6月25日、農業委員の本宮さんと設定人の息子さんと3人で

現地を確認しました。それと被設定人とは前日に電話で確認したところ、申請内容に間違いがないということを確認しました。周辺農地に与える影響もないものと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その7について原案のとおり決定します。

総体的に皆様のほうから何かございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、事務局のほうから。

事務局長 それでは、事務局から何点か申し上げます。

まず、1点目ですが、お配りしました農業用振興地域整備計画の見直しについて説明させていただきます。

現在、市におきましては農業振興地域整備計画の見直し作業を進めておりまして、今後、農業委員会に意見を求められる予定になっております。本日は、計画見直しの概要について若干説明させていただきます。なお、私の説明が終わった後、農業委員、推進委員の皆様には各地区ごとに分かれていただきまして、現在見直し案の図面の確認作業をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、お配りしました農業振興地域整備計画の見直しの資料をごらんください。

1ページには農振制度の目的や仕組みが記載されておりますが、まず、農業振興地域整備計画とは、農業の振興を図るべき地域を今後、農業用に活用する区域と非農業の区域に区分するものでございます。なお、農業用に区分された農地を農用地区域といいます。農用地区域は10ヘクタール以上の集団的農地や土地改良事業用地など農業上の利用を確保すべき土地として指定された農地で、通称、農振農用地と申します。農用地区域に定められことにより国などの補助事業の対象となりますが、農地を転用する場合には農用地区域からの除外、通称、農振除外と言いますが、その手続を行わないと転用はできません。

次に、資料の4ページをお開き下さい。これまでの見直し作業の経過でございますが、農振計画の見直しにつきましては平成19年度、20年3月以降行われておらず、8年が経過しております。本来、おおむね5年ごとに計画の見直しを行うこととなっておりますが、南湖上流西地区、ベイシア白河モール付近の農用地区域約8ヘクタールについて、具体的な土地利用が定まらないなどの理由により見直しを見送ってきた経過がございます。

今回の見直しは、県との協議の結果、南湖上流西地区の農用地区域について、面的な除外が可能であるとの見解を受けたことに伴いまして見直しをするもので、また併せまして、新たに農用地区域への編入やこれまでの農業委員会による現況確認や非農地判定などに伴いまして、農振、農用地から除外するなど現況に合った形に整備を行うものでございます。

以上、農振計画の見直しの概要を申し上げましたが、先ほども申し上げましたが、この後お時間をいただきまして、農業委員、推進委員の皆様には各地区ごとに分かれていただきまして、現在見直しの案の図面がございますので、ご覧いただきまして確認作業をお願いしたいと思います。

(地区ごとに確認)

事務局長確認作業ありがとうございました。

今後の予定ですが、来月7月20日に運営委員会を開催しまして、今の内容について、市の農政課から説明を受け、現地調査を予定しておりますので運営委員会の皆様はよろしく願いたいと思います。後ほど通知を差し上げます。そして、運営委員会の調査結果につきまして、来月の総会で報告していただきまして、審議のうえ、市に意見書を提出したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次にお配りしました現況証明の関係につきまして、担当の高嶋から説明させていただきます。

事務局(高畑主事) 事務局から、遊休農地及び非農地の考え方について説明をさせていただきます。

お手元のほうに現況証明についてという資料がございますので、そちらをご覧くださいと思います。

昨今、農地を非農地にしてほしいといった相談が事務局のほうにあり、また現在までに土地所有者の方が委員さんのところに相談に行かれたケースもあったことと思われま。8月の総会において遊休農地の現地調査の説明を行います。このたび新任の委員さんもいることから、再度遊休農地及び非農地の考え方について、先に確認を行いたいと思っております。

まず、遊休農地についてでございますが、農業委員会では毎年8月に委員さんにより担当地区の農地の現地調査を行っていただいております。この結果をもとに、遊休農地の所有者へ農地が遊休農地になっている旨を通知し、保全管理を行っていただくようお願いしてきた次第でございます。その際に、遊休農地の段階を把握すべく緑、黄、赤の判定をしていただいております。具体的な状況につきましては資料の1をご覧ください。

緑判定につきましては、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、人力や農業機械により草刈り、整地を行うことで、農地として耕作可能になる状況の土地のことです。

黄の判定につきましては、農業上の利用の程度は周辺の地域における農地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる農地のことで、草刈りなどではすぐには耕作できないけれど、暗渠排水、客土、重機を用いた整地等により耕作可能になる状況の土地のことです。

一方、赤判定につきましては、再生利用困難な農地のことでもございまして、これは、耕作を行うためには開墾に匹敵するような整備を行わなければならないような土地のことです。資料を見ていただくとわかりますが、山林の一部となってしまう、また、数十年前から宅地として利用されてきたような土地のことです。利用調査により赤判定がされた場合には、事務局と委員さんで再度確認を行って、総会の議決をもとに非農地としてきた次第です。

次に、現況証明について説明したいと思います。現状証明は、地区担当委員さんと会長、事務局職員により現地調査を行いまして、その土地について、非農地かどうかを確認する作業です。考え方としては、先ほど説明しました赤判定と同じ意味です。赤判定と違う部分は、申請があれば随時現地確認を行い、非農地の証明をしているところでございます。昨今の現況証明としましては、資料の2、3を見ていただくとわかるんですけども、資料の2は、大信中新城字大沢地内の農地でございます。申請内容は、山林と一体化しているためでございます。資料3は、旗宿金堀地内の農地で、申請内容は、40年以上宅地として利用してきた経緯があったためでございます。どちらのケースにつきましても、農地として復元することが困難という判断で、地区担当委員さんの立ち会いのもと非農地の判定をいたしました。

非農地の証明を行うことの影響について、良い面としましては、土地の地目を本来あるべき地目に正すという点がございます。一方、悪い面としましては、本来転用許可が必要であるのに、農地の開発がなされてしまう恐れがあるということです。これにつきましては、非農地証明により本来転用ができない第1種農地において、太陽光発電や資材置き場、残土捨て場のような開発行為があった場合、周辺農地に影響が出てくることも考えられます。

以上のことを踏まえて、委員さん各位におかれましては、非農地の相談や、また8月の利用調査に当たっては、非農地の判定については慎重な対応をお願いいたします。また、許可

申請により転用が可能な場合もございます。委員さんへ土地所有者の方から相談があった場合には、事務局まで相談いただければ土地の利用について考えられると思いますので、よろしく願いいたします。

事務局長 ただいまの説明に対しまして、ご質問等ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

最後になりますが、次回の総会につきましては7月29日金曜日、懇親会の関係もございますので、開会、開始時間は午後3時半からこの場所で開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長 総体的に再度、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了します。

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成28年第6回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後4時00分)
